附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年三月一日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令第百九条の六（第三号に係る部分に限る。）、第百三十二条の五第一項、第百三十二条の六第一項及び第百三十二条の七第一項の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市（特別区を含む。以下この項において同じ。）の議会の議員の選挙について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十六号

地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十五第一項中「届出の受理等」の下に「病院及び診療所に係る」を加え、「第七項」を「第六項」に改め、「制定等」の下に「並びに同法第七条の三第一項、第二項、第四項及び第七項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出の求め等」を加え、同条第三項中「及び次条」を「、次条及び第七条の三第一項」に、「、同条第六項」を「、同条第五項」に改め、「とし」と」の下に「、同法第七条の三第一項中「があつた」とあるのは「について指定都市の市長から第七条第一項又は第二項の規定に基づき協議を受けた」と、同条第六項中「、第二項」とあるのは「、第一項の協議を受けた都道府県知事が、第二項」と、「認められない」とあるのは「認めず、第七条第一項又は第二項の同意をしなかつた」と、「与えないことができる」とあるのは「与えてはならない」と、同条第七項中「許可を与えない処分をしよう」とあるのは「同意をしないこと」と、同条第八項中「第六項中」とあるのは「第一項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と、第六項中「第七条第一項又は第二項」とあるのは「第七条第三項」と、」と」を加える。

（医道審議会令の一部改正）

第二条　医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表医師分科会の項中「及び第十六条の二第三項」を「、第十六条の二第三項、第十六条の八第二項及び第十六条の九第二項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十七号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「立案」を「立案並びに調整」に改める。

第二十一条及び第二十二条第七号中「産業再生課」を「産業創造課」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「産業再生課」を「産業創造課」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第一号中「産業の」を「産業活動の」に、「基本的な」を「総合的な」に改め、同号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　産業活動の創造に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　産業活動の革新に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第五十六条中「リサイクル推進課」を「資源循環経済課」に改める。

第六十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第九号までを削る。

第六十五条（見出しを含む。）中「リサイクル推進課」を「資源循環経済課」に改め、同条第一号中「係る」の下に「資源の循環利用等（」を加え、「の確保」を「、産業公害の防止及び産業廃棄物の効率的な処理をいう。）の確保に関する経済環境の整備」に改め、同条中第五号を第十一号とし、第四号を第十号とし、第三号を第九号とし、第二号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の施行に関すること。

七　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の施行に関すること。

八　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の施行に関すること（輸出移動書類及び輸入移動書類に関することを除く。）。

第六十五条第一号の次に次の三号を加える。

二　経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三　経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。